

1.はじめに

胃がんの健診を受けたときに、看護師が十分な問診と説明を行わなかったことで大腸穿孔が生じたとして訴訟を提起した事例を紹介します。

2.事案

Aさん(78歳の女性)は、胃がんの検診を受けましたが、4日後に腹痛があり近医でX-P撮影を受けてバリウムの貯留所見が確認され、大学病院に転院してCT検査でバリウムの貯留と腸管外への漏出が認められ、大腸穿孔、腹膜炎の診断で開腹手術を受けました。2ヶ月後に退院したものの、6ヶ月後に腸瘻が判明し、健診から1年7ヶ月後に敗血症で死亡しました。

遺族は、健診のときに看護師が十分な問診と説明をしなかった過失があるとして約5600万円の損害賠償請求訴訟を提起しました。

2.裁判所の判断

東京地方裁判所は、看護師が問診票をもとに当日の体調等を聞いたこと、胃がん検診についての説明書面、バリウム製剤についての説明書面と冊子を渡して読み上げ、また、バリウムを早く排出するために下剤と多量の水を飲むこと、バリウムが排出されないと消化管穿孔、腸閉塞等を起こすこと等を説明し、さらに健診後に下剤と水を服用させる等したと認定して、看護師の問診と説明に過失はなかったと判断しました。

3.まとめ

消化管の閉塞またはその疑いのある人にバリウムを投与するのは禁忌とされています。また、高齢の患者や検診者にはより平易な説明が必要になります。説明の際には、説明内容を書面において渡す工夫も大切です。

本件では、医療機関側は訴訟前に解決金として370万円の支払を提案していましたが、それを考慮しても看護師には過失はないと判断しました。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件(相続、離婚、債務整理、刑事事件等)も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。